日本語教育総合調査業務　委託要領

令 和 6 年 4 月 1 日
総 合 教 育 政 策 局 長 決 定

（法令等の遵守）

第１条　日本語教育総合調査業務に関する事務は、会計に関する法令及び「日本語教育総合調査業務委託実施要項」（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領により適切に処理するものとする。

（委託契約書）

第２条　委託契約書（以下「契約書」という。）の様式は、様式第１とし、委託変更契約書の様式は、様式第２のとおりとする。

２　前項に定める契約書により難い場合は、必要に応じて委託者（以下「甲」という。）、受託者（以下「乙」という。）協議のうえ加除修正を行うことができる。

３　乙は、委託契約に関する権限及び支払行為に関する権限を乙の組織内において、乙の指定する者に行わせる場合には、その定めを明記した規程等を甲に提出するものとする。

（会計処理関係）

第３条　契約書第 31 条に定める帳簿の様式は様式第３のとおりとする。ただし、様式第３に掲げられた事項が不足なく記載されていれば、乙において会計関係書類として定められ又は使用されているもので差し支えない。

第４条　契約書第 31 条に定める支出を証する書類とは次に掲げるものをいう。

（１）人件費は、労働契約書、出勤簿、作業日報、給与支払明細書、領収書及び会計伝票、又はこれらに類する書類。

（２）諸謝金は、出勤簿、活動報告書、支払明細書、領収書及び会計伝票又はこれらに類する書類。

（３）旅費は、出張依頼（命令）書、航空券の半券、領収書及び会計伝票又はこれらに類する書類。

（４）借損料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、再委託費及びその他の経費は、支払関係の書類（見積書、発注書、契約書（請書）、納品書、検収書、請求書、領収書等）及び会計伝票又はこれらに類する書類。

第５条　前条の書類は、第３条に定める帳簿に記載された順番に整理しておかなければならない。また、第３条の帳簿とともに業務終了後５年間保管し、甲の指示のあった場合直ちに提出できるようにしておかなければならない。なお、原本を別綴とすることが困難である場合は、その写によることができる。なお、請求書等の保管についてはインボイス制度を踏まえ、適切に対応すること。

第６条　委託業務にかかわる経費の支払等の方法は、次によるものとする。

（1）委託業務の経費については、乙における会計諸規程等の定めるところにより第４条の書類を作成又は徴収し処理するものとする。

（2）人件費の単価については、乙に次のアからウに定める条件のいずれかを満たす受託人件費単価規程等が存在する場合は、当該規程に基づく受託単価により算出することができる。

ア 当該単価規程が公表されていること

イ 他の官公庁で当該単価の受託実績があること

ウ 官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること

なお、個別の委託要項等で単価について定めがある場合には当該定めによるものとし、いずれにもより難い場合は、別途総合教育政策局と協議の上決定する。

（3）人件費の勤務時間については、乙において定められている基準内時間とする。ただし、委託業務の内容を勘案した上で、乙の労使規約等の範囲内で甲が必要と認めた場合、業務計画書において時間外勤務手当を計上することができる。

（4）人件費に時間外勤務手当を計上していない委託業務において、やむを得ず時間外勤務を実施した場合には、その時間については委託業務の対象とすることができるが、この場合の時間給単価は基準内時間の時間給単価と同額とする。

（5）時間外勤務を実施した場合には、作業内容及び作業時間を詳細に記した書類を作成しなければならない。なお、この要件を満たすものであれば、乙において定められた又は使用しているもので差し支えない。

（6）本契約における従事者の勤務時間管理に当たっては、作業日報等で適切に管理し、本契約以外の業務と重複がないよう、明らかにすること。

（7）一般管理費の率は 10%の範囲内で、乙の直近の決算により算定した一般管理費率と乙の受託規定による一般管理費率を比較し、より低い率で適切に算定する。なお、契約時に設定した一般管理費率は変更することができない。

（再委託）

第７条　乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

２　乙は、この受託業務を実施するに当たり、必要により一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額が記載された書類「様式第４（再委託承認申請書）」を提出し、甲の承認を受けなければならない。

３　乙は、委託業務を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

（委託契約及び業務計画の変更等）

第８条　契約書第８条第１項に定める申請は、様式第５の「業務計画変更承認申請書」による。

２　契約書第３条第１項に定める委託費に増減が生じる場合及びその他必要と認められる場合は様式第６の「委託契約変更承認申請書」を提出するものとし、委託変更契約書の取り交しを以ってその承認とする。ただし、増減する額が委託業務に要する経費の総額の 20%を超えない場合はこの

限りではない。

第９条　契約書第９条に定める申請は、様式第７の「委託業務中止（廃止）承認申請書」による。

（完了(廃止)報告）

第 10 条　契約書第 10 条に定める報告は、様式第８の「委託業務完了（廃止）報告書」による。

（額の確定）

第 11 条　甲が契約書第 11 条に基づき「委託業務完了（廃止）報告書」の審査のための実地調査を実施する場合、乙は、第３条及び第４条に掲げる書類、並びに関係書類を提示しなければならない。

（委託費の支払）

第 12 条　契約書第 14 条第２項に定める支払いの請求は、様式第９の「請求書」によるものとする。

第 13 条　乙は、契約書第 14 条第４項に基づき、甲が必要と認めた場合に限り、概算払いを受けることができる。なお、甲は概算払いの必要性を確認するため、乙に対し、様式第１０の「支払計画書」のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

２　乙は、前項により、概算払いの必要性が認められ、概算払を希望するときは、様式第 11 の「委託費支払計画書」を作成し、甲に提出するものとする。

第 14 条　甲が、前条第２項に基づき提出された委託費支払計画書の内容を妥当と認めた場合、乙は、様式第９の「請求書」を甲に提出するものとする。甲はこの請求に基づき、概算払いを行うものとする。

第 15 条　委託費の支払いについては、振込先となる国庫金振込取扱店である金融機関の情報を、契約書にて定めるものとする。

（過払金の返還）

第 16 条　契約書第 15 条に定める返還は、歳入徴収官（又は官署支出官）より別途送付する納入告知書により、指定の期日までに納付しなければならない。

２　前項の返還に際し、納入遅延が生じた場合は、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 11 条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として付すことができる。

（成果報告）

第 17 条　契約書第 10 条に定める成果報告書は、様式第 12 の「委託業務成果報告書」を添えて提出するものとする。なお、報告書の表紙裏に様式第 13 による「無断複製等禁止の標記」を行うこと。

（著作権等の帰属）

第 18 条　本業務の実施により乙が作成した成果物の著作権及び所有権は、甲に帰属するものとする。

（個人情報の取扱い）

第 19 条　乙は、預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面又は電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

（成果の利用等）

第 20 条　乙は、契約書第 18 条に定める申請は、様式第 14 の「成果利用承認申請書」による。

２　乙は、前項による成果の利用等に当たっては、文部科学省からの受託業務の成果である旨を文中等の適当な箇所へ挿入するものとする。

（取引停止措置）

第 21 条　甲は、乙が文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に定める取引停止措置に該当する場合には、同取扱要領により取引停止措置を行う。

（変更届）

第 22 条　契約書第 30 条に定める通知は、様式第 15 の「変更届」による。

（その他）

第 23 条　様式は、日本産業規格に定めるＡ列４番とする。

第 24 条　委託業務に関する事務処理については、この要領に定めるほか、特に必要がある場合は、委託者が別に定めるものとする。

様式第１（委託契約書）

委　託　契　約　書　（案）

支出負担行為担当官文部科学省総合教育政策局長　○○○○（以下「甲」という。）と○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託業務名等）

第１条　甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

（１）委託業務名　令和８年度「日本語教育の参照枠」を活用した教育プログラム受講者の評価手法等に係る調査研究

（２）委託業務の内容及び経費

令和８年度「『日本語教育の参照枠』を活用した教育プログラム受講者の評価手法等に係る調査研究」業務計画書（以下「業務計画書」という。）のとおり。ただし、第８条によった変更業務計画書承認後は変更業務計画書のとおりとする。

（３）委託期間　契約締結日から同年度の３月２３日までの期間で、契約書で定める。

（委託業務の実施）

第２条　乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、「日本語教育総合調査業務委託実施要項」及び関係書類（以下「要項等」という）並びに業務計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の額）

第３条　甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として、○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額○○○○円・消費税率１０％）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

２　前項の「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、算出した額である。

３　乙は、委託費を別添の業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第４条　会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の９第１項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第１００条の３第３号の規定により免除する。

（危険負担）
第５条　委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

（第三者損害補償）
第６条　乙は、委託業務の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（再委託）
第７条　乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。
２　乙は、この委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。
３　甲は、前項の再委託承認申請書の提出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
４　第２項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって第２項に規定する甲の承認があったものとする。
５　乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第２項の規定により再委託に関する事項が記載された再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
６　乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
７　乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。
８　再委託先は、再委託を受けた業務を第三者に委託（再々委託等）することはできない。

（業務計画の変更）
第８条　乙は、第２０条に規定する場合を除き、別添の業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が総額の２０％未満の場合はこの限りではない。
２　甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

（業務の廃止等）
第９条　乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。
２　甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

（委託業務完了（廃止）報告）
第１０条　乙は、委託業務が完了又は前条第１項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、作成した委託業務完了（廃止）報告書及び成果物（成果報告書、その他業務を実施する上で得た成果物）を完了又は廃止の承認の日から１０日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

（検査）
第１１条　甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて検査するものとする。

（額の確定）
第１２条　甲は、前条の検査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは、委託業務に要した経費について調査を行い、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
２　前項の確定額は、委託業務に要した決算額に充当した委託費の額と第３条第１項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

（実地調査）
第１３条　第１１条の検査及び前条第１項の調査の実施に当たっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

（委託費の支払）
第１４条　甲は、第１２条第１項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。
２　委託費の支払いは、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、別紙（銀行口座情報）に記載の口座に振込むものとする。
３　甲は、第１項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から３０日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和２４年大蔵省告示第９９１号）に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。
４　甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第２２条及び予決令第５８条第３号に基づく協議を行い、協議が調った場合に限り、第１項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

（過払金の返還）

第１５条　乙は、前条第４項によって既に支払を受けた委託費が、第１２条第１項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

２　乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第１１条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき算定した金額を利息として支払わなければならない。

（著作権等の帰属）

第１６条　委託業務の実施により乙が作成した成果物の著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）及び所有権は、甲に帰属するものとする。

２　乙は、成果物に関する著作者人格権の行使をしないものとする。

（個人情報の取扱い）

第１７条　乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

２　乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（１）甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。

（２）甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写、複製、又は改変すること。

３　乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければな

らない。
5　乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
6　乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
7　第１項及び第２項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
8　乙は、本委託業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合（当該第三者が委託先の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、甲に対し、当該第三者に委託する旨、当該第三者の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による許諾を得るものとする。
9　乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（成果の利用等）
第１８条　乙は、委託業務によって得た成果を利用しようとするときは、「成果利用承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

（委託業務の調査）
第１９条　甲は、必要があると認めたときは、委託業務の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

（契約の解除等）
第２０条　甲は、乙が要項等並びに契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。
2　甲は、前項の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する額を請求することができる。

（不正行為等に対する措置）
第２１条　甲は、乙が、本契約の締結に当たり不正の申立てをした場合若しくは委託業務の実施に当たり不正又は不当な行為（以下「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を甲が指定する方法で報告させることができ

る。また、甲が必要と認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとし、このとき乙は調査に協力しなければならない。

２　甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

３　甲は、不正の事実が確認できたときは、氏名及び不正の内容を公表することができる。

４　甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができる。

（利息）

第２２条　甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、返還金にかかる委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利３％の割合により計算した額とする。

（談合等不正行為に係る違約金等）

第２３条　乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

（２）公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（３）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の１０分の１に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第２項又は第３項の規定の適用があるとき。

（２）前項第１号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第３号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（３）前項第２号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

３　乙は契約の履行を理由として第１項及び第２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

５　乙はこの契約に関して、第１項又は第２項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第２４条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２５条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第２６条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下

請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再委託契約等に関する契約解除）

第２７条　乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第２８条　甲は、第２４条、第２５条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第２４条、第２５条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

４　第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第２９条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（代表者変更等の届出）

第３０条　乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

（書類の保管等）

第３１条　乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目ごとに区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、そ

の支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から５年間保管しておくものとする。なお、請求書等の保管についてはインボイス制度を踏まえ、適切に対応すること。

（秘密の保持等）

第３２条　乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

２　乙は、この委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

（疑義の解決）

第３３条　前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上各１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

（甲）東京都千代田区霞が関三丁目２番２号
支出負担行為担当官
文部科学省総合教育政策局長
○　○　○　○　　印

（乙）住所○○○○○○○○○○
名称　○○○○○○○○○○○○○
代表者役職、氏名　○　○　○　○　　印